

令和 8 年 1 月 ○ 日

小金井市長
白 井 亨 様

小金井市公共下水道事業審議会
会長 楠 元 克 成

小金井市公共下水道事業審議会 答申書

小金井市の下水道は合流式、分流式下水道の両方で整備されており、昭和 44 年の事業着手後、18 年の歳月をかけ整備を進め、昭和 62 年 4 月に市全域で水洗化が可能となりました。

本市下水道事業は、早期に下水道整備が完了したことと、過年度建設事業費の起債額の償還が順調に減少していることから、これまで下水道使用料で賄うべき経費は回収できている状況でした。

しかし、今後は下水道施設の老朽化の進行に伴う改築事業の増加による資本費の増加、流域下水道維持管理負担金の単価の見直しによる維持管理費の増加が見込まれ、さらに汚水量の減少に伴う使用料収入の減少により、急激に収支ギャップが発生する見込みであり、これに早急に対応していくことが必要な状況です。

また、持続可能な経営のためには、使用者や世代間の公平性を勘案した適正な使用料への継続的な見直しが求められています。

そこで、令和 7 年 7 月 14 日に市長から「小金井市下水道使用料の改定について」の諮問を受け、下水道使用料の改定及び公共下水道事業の経営の在り方について協議するための場として、関係資料等を十分検討しつつ、慎重に審議を重ね、ここに一定の結論を得たので、次のように答申します。

小金井市公共下水道事業における
下水道使用料の改定について

答 申 書

令和 8 年 1 月 ● 日
小金井市公共下水道事業審議会

1. 下水道使用料の対象経費の考え方について

下水道事業では、汚水処理費（汚水処理に関わる維持管理費と公債費）には下水道使用料を、雨水処理費（雨水に関わる維持管理費と公債費）には一般会計繰入金を充当するのが原則となっている。

これは総務省通知による「下水道事業に係る繰出基準及び同運用通知」を根拠としており、「汚水・私費　雨水・公費」が原則となっている。

また、汚水処理に要する維持管理費と資本費のうち、繰出基準に定められた経費を控除した経費が、使用料収入により賄う経費とされている。

2. 小金井市公共下水道事業の経営状況

小金井市の汚水処理単価と使用料単価については、ともに類似団体と比較すると比較的安く、また、これまで使用料収入で汚水処理費を賄えている状況にあった。

これは、整備が早期に完了し、起債償還が既にピークを過ぎていることが要因として挙げられる。

しかしながら、今後は老朽化した管きょ施設の改築事業が本格化し、既存下水道施設の老朽化対策や耐震化に伴う事業費の増大が見込まれ、さらに流域下水道維持管理負担金単価の見直しによる維持管理費の増加や、物価高騰の影響で、財政状況が急激に悪化する見込みである。このような状況を踏まえ、安定した財源を確保し下水道事業運営の健全化を図るためには、下水道使用料の改定を行うことが必要であると考える。

使用料改定にあたっては、利用者に急激な負担増を強いることや世代間の不公平を避けるため、平滑的な改定を行うことが望ましいと考える。

3. 下水道使用料体系について

近年の小金井市公共下水道事業の経営状況は比較的良好ではあったものの、急激な経済活動の変化により、現行の下水道使用料を継続した場合は、直ちに財源が不足することが予想される。

また、長期的な財政シミュレーションの結果、人口減少に伴う使用水量の減少により、使用料収入が減少することが見込まれることから、世代間の公平性及び、改定率の平滑化を考慮すると、早急に使用料改定を実施することが必要と考えられる。

なお、下水道使用料体系については平成31年4月に東京都23区等と整合した体系へ変更した経緯があることから、今回は基本水量や従量区分は変更せず、基本使用料、使用料単価を改定することを提案する。

(1) 単価設定

これまでの使用料体系は5円単位の単価設定となっていたが、料金体系の変更による値上げを平滑化するため、1円単位での単価設定とする。

(2) 一般家庭汚水

一般家庭汚水の料金の改定率は、日銀の物価予測に基づいた今後の物価上昇を考慮した試算において、現況と同等以上の経費回収率を維持することを目標として、20.6%の改定が必要であると考える。体系については別紙に示す通りとする。負担の公平性に配慮し、現行の体系ごとの改定率を一律同じとする。

(3) 公衆浴場汚水

「公衆浴場汚水」については、市内の公衆浴場は1つのみであり、公衆浴場を取り巻く環境は厳しさを増しており、公衆衛生の確保に向けた対応が必要である。よって、公衆浴場の使用料については、改定を行わず、現行どおり1m³あたり13円とする。

(4) 井戸汚水

「井戸汚水」については、この規定が適用される利用者（動力式揚水施設がなく、かつ、家事のみに使用）の使用量は小金井市下水道条例施行規則第37条第1号に1世帯1か月15m³と規定されているため、今回の改定で適用となる使用料体系の基本使用料に15m³分の使用料を加えた額とし、小金井市下水道条例第14条の表中の井戸汚水（家事用）の項を削除する。

(5) 料金改定時期

改定は、住民への周知期間、各種手続きの変更に要する期間をふまえ、令和9年4月から実施することが適当である。

■ 下水道使用料の額

旧			新		
種別	区分	料率	種別	区分	料率
一般汚水 (公衆浴場汚水、井戸汚水(家事用)を除くその他の汚水)	8立方メートル以下の分	基本使用料 350円	一般汚水(公衆浴場汚水を除くその他の汚水)	8立方メートル以下の分	基本使用料 422円
	9立方メートル以上 20立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 70円		9立方メートル以上 20立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 84円
	21立方メートル以上 30立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 105円		21立方メートル以上 30立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 127円
	31立方メートル以上 50立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 120円		31立方メートル以上 50立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 145円
	51立方メートル以上 100立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 135円		51立方メートル以上 100立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 163円
	101立方メートル以上 200立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 170円		101立方メートル以上 200立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 205円
	201立方メートル以上 500立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 210円		201立方メートル以上 500立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 253円
	501立方メートル以上 1,000立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 250円		501立方メートル以上 1,000立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 302円
	1,001立方メートル以上の分	1立方メートル当たり 290円		1,001立方メートル以上の分	1立方メートル当たり 350円
公衆浴場汚水(温泉、むしろその他の特殊浴場を除く。)		1立方メートル当たり 13円	公衆浴場汚水(温泉、むしろその他の特殊浴場を除く。)		1立方メートル当たり 13円
井戸汚水(家事用)	1世帯当たり	700円			

4. 附帯意見

(1) 老朽化の進行に伴う改築費用の増加の他に、人口減少に伴う使用料収入の減少、不安定な世界情勢、物価上昇等、下水道事業の経営に影響を与える要因は多岐にわたり、且つ、急激な変動が生じることも考えられることから、定期的に審議する場を設け、継続的に下水道事業の在り方を検証していただきたい。

(2) 使用料体系の改定については、継続的に以下の事項に配慮し検討いただきたい。

- ア. 使用料の料率の改定については、生活弱者や高齢者世帯、子育て家庭等へ配慮しつつ、利用者間で負担増の偏りが生じないよう要望するものである。
- イ. 今回、減免制度の見直しも行うことから、大幅な値上げとならないように基本水量等の見直しは実施しない方針とした。今後は基本水量の見直し等も含めて、基本使用料や従量使用料の在り方についても検討し、使用料体系の見直しについても検証いただきたい。

(3) 減免制度の見直しについては、前回の答申の附帯意見を踏まえ、今回の使用料改定と併せて審議会で検討を進めることとしていた。

減免制度は各種準備されているが、「65歳以上非課税世帯を対象とした減免」については、実施している都内自治体はなく、本市においては生活困窮者等に対しては別の減免規定があることから、世代間の負担の公平性を考慮し、この使用料改定のタイミングと併せて廃止する方向で見直していただきたい。